

川国保発第524号  
令和4年7月5日

川越市国民健康保険運営協議会  
副会長 市村博子様

川越市長 川合善明



川越市国民健康保険税の課税限度額及び税率等の改定に  
ついて（諮問）

標記の件について、下記のとおり改定したいので、川越市国民健康保険に関する規則第2条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

記

1 国民健康保険税課税限度額の改定について

(1) 改定の内容

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を、63万円から65万円に、及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、19万円から20万円に改める。

区分	現行	改定案	差
基礎課税額分（医療分）	63万円	65万円	2万円
後期高齢者支援金等分	19万円	20万円	1万円
介護納付金分	17万円	17万円	なし
合計	99万円	102万円	3万円

(2) 施行期日

令和5年4月1日（令和5年度課税分から適用）

2 国民健康保険税率等の改定について

(1) 改定の内容

国民健康保険税の均等割額を、次のように改める。

区 分	項 目	現 行	改定案	差
基礎課税分 (医療分)	所得割税率	7.35%	7.35%	—
	均等割額	24,700円	<b>27,500円</b>	<b>2,800円</b>
後期高齢者 支援金等分	所得割税率	2.40%	2.40%	—
	均等割額	8,400円	<b>9,400円</b>	<b>1,000円</b>
介護納付金分	所得割税率	2.00%	2.00%	—
	均等割額	11,300円	<b>12,300円</b>	<b>1,000円</b>

(2) 施行期日

令和5年4月1日（令和5年度課税分から適用）

3 改定に係る考え方等

別添「国民健康保険税改定に係る基本的な考え方」のとおり。